



2023年10月20日

各 位

会 社 名 株式会社 J F L A ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 檜垣 周作
(コード番号：3069 STANDARD)
問合せ先 法務総務部長 尾崎 富彦
(TEL. 03 - 6311 - 8892)

臨時株主総会開催及び付議議案（定款の一部変更、資本金の額の減少（減資）等）決定に関するお知らせ

株式会社 J F L A ホールディングス（東京都中央区、代表取締役社長 檜垣 周作、以下「当社」といいます。）は9月1日及び9月14日に開示いたしました「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」及び「株式会社地域経済活性化支援機構による株式会社 J F L A ホールディングスへの再生支援決定、第三者割当による A 種種類株式の発行に関するお知らせ」に記載の通り、2023年8月31日を基準日とした臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案について、本日開催の取締役会において決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

I. 臨時株主総会の開催日時及び場所

・開催日時

2023年11月21日（火曜日） 午前10時

（受付開始は午前9時を予定しております。）

・開催場所

東京都中央区日本橋箱崎町42-1

東京シティエアターミナル1F T-CAT ホール

II. 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 第三者割当による A 種種類株式発行の件
- 第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
- 第4号議案 取締役2名選任の件
- 第5号議案 監査役2名選任の件

Ⅲ. 決議内容

1. 定款一部変更の件

(1) 定款一部変更の目的

A種種類株式の発行を可能とするため、新たな種類の株式としてA種種類株式を追加し、A種種類株式に関する規定を新設するとともに、A種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使による普通株式の発行に備えて、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加するものであります。また、経営体制の充実強化に備えるため、取締役の員数の上限を8名以内から10名以内に変更するものであります。

なお、定款一部変更(以下、「本定款変更」といいます)の効力発生は、第2号議案乃至第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件とするものであります。

(2) 本定款変更の内容

変更内容は別紙1「定款変更案」のとおりです。

(3) 本定款変更の日程

2023年10月20日 取締役会決議日

2023年11月21日 本臨時株主総会等の決議日(予定)

2023年11月21日 本定款変更の効力発生日(予定)

2. 第三者割当によるA種種類株式発行の件

(1) 発行の目的

9月14日に開示いたしました「株式会社地域経済活性化支援機構による株式会社JFLAホールディングスへの再生支援決定、第三者割当によるA種種類株式の発行に関するお知らせ」における「I. 本第三者割当増資について 5. 募集の目的及び理由」に記載しております。

(2) 本種類株式発行内容

9月14日に開示いたしました「株式会社地域経済活性化支援機構による株式会社JFLAホールディングスへの再生支援決定、第三者割当によるA種種類株式の発行に関するお知らせ」における「I. 本第三者割当増資について 1. 募集の概要」に記載しております。

(3) 本種類株式発行日程

2023年10月20日 取締役会決議日

2023年11月21日 本臨時株主総会等の決議日(予定)

2023年11月下旬 機構による買取り決定等、出資決定(予定)

2024年1月1日から

2024年3月29日まで 本第三者割当増資の実行(予定)

3. 資本金及び資本準備金減少の件

(1) 資本金及び資本準備金減少の目的

当社は、早期に財務体質の健全化を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、A種種類株式発行と併せて、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、次のとおり資本金及び資本準備金(以下、「本資本金等」といいます)の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振替するものであります。

なお、本資本金等の額の減少については、本第三者割当増資の払込がなされること並びに第1号議案、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件とするものであります。

① 減少する資本金の額及びその方法

本第三者割当増資後の資本金の額4,801,306,143円のうち1,000,000,000円を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えるものといたします。

② 減少する資本準備金の額及びその方法

本第三者割当増資後の資本準備金の額1,942,875,294円のうち1,000,000,000円を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えるものといたします。

(2) 減資の日程

2023年10月20日	取締役会決議日
2023年11月21日	臨時株主総会決議日(予定)
2024年1月下旬	債権者異議申述公告日(予定)
2024年2月下旬	債権者異議申述最終期日(予定)
2024年3月29日	減資の効力発生日(予定)
2024年3月29日	資本金及び資本準備金の額の減少(予定)

(3) 今後の見通し

本件は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、当社の純資産の額の変動はなく、業績に与える影響はありません。

IV. 取締役2名選任の件

本事業再生計画の遂行にあたり、本第三者割当増資後の経営体制の充実強化のため、本引受契約の規定に従い、本割当予定先が指名した取締役候補者2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る取締役の選任の効力は、本第三者割当増資の払込がなされること及び第1号議案乃至第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件とするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1. 新任取締役の候補者

氏名	新役職名	現役職名
鈴木 啓介	取締役	—
木村 康一郎	取締役	—

V. 監査役2名選任の件

本臨時株主総会終結の時をもって、監査役の大野千幸氏が辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするとともに、監査機能強化のための1名増員と併せ、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、候補者の緒方昇氏は、辞任する大野千幸氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の定めにより、辞任する大野千幸氏の任期の満了する時までとなります。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

1. 新任監査役の候補者

氏名	新役職名	現役職名
緒方 昇	常勤監査役	—
田邊 絵理子	監査役(社外)	—

以上

定款変更案

(下線部は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>100,000,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>150,000,000株とし、このうち149,998,000株</u> <u>を普通株式とし、2,000株をA種種類株式とす</u> <u>る。</u></p> <p>(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、<u>普通株式につ</u> <u>いて100株、A種種類株式について1株</u>とす <u>る。</u></p> <p>(優先配当) <u>第 1 3 条の 2 当社は、剰余金の配当を行う</u> <u>とき(配当財産の種類を問わない。)は、当</u> <u>該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載</u> <u>又は記録されたA種種類株式を有する株主</u> <u>(以下「A種種類株主」という。)又はA種</u> <u>種類株式の登録株式質権者(以下「A種種類</u> <u>登録株式質権者」という。)に対し、同日の</u> <u>最終の株主名簿に記載又は記録された普通株</u> <u>式を有する株主(以下「普通株主」とい</u> <u>う。)又は普通株式の登録株式質権者(以下</u> <u>「普通登録株式質権者」という。)に先立</u> <u>ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式</u> <u>の1株あたりの払込金額1,000,000円(以下</u> <u>「A種配当基準額」という。)に対し、A種</u> <u>優先配当年率を6%として、当該基準日が属</u> <u>する事業年度の初日(同日を含む。)から当</u> <u>該配当の基準日(同日を含む。)までの期間</u> <u>につき月割計算(ただし、1か月未満の期間</u> <u>については年365日の日割計算)により算出さ</u> <u>れる額の配当をする(以下「A種優先配当」</u> <u>という。)</u>。ただし、既に当該事業年度に属 する日を基準日とするA種優先配当を行った ときは、かかる配当済みのA種優先配当の累 積額を控除した額をA種優先配当として支払 う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>2 <u>A種種類株式の発行された事業年度以降のある事業年度におけるA種種類株式1株あたりの剰余金の配当の額がA種配当基準額にA種優先配当率6%を乗じた額（以下「A種優先配当金」という。）に達しないときは、A種種類株式1株あたりの不足額（以下「A種累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、A種累積未払配当金がある場合に剰余金の配当を行うとき（配当財産の種類を問わない。）は、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、第1項に基づくA種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対する剰余金の配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株式1株につき、A種累積未払配当金を剰余金の配当として支払う。</u></p> <p>3 <u>当社は、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、第1項及び第2項に基づく剰余金の配当以外に剰余金の配当を行わない。</u></p> <p>4 <u>A種配当基準額は、次に定めるところに従い調整する。</u></p> <p>① <u>A種種類株式の株式分割又は株式併合が行われたときは、A種配当基準額は、次のとおり調整する。なお、次の算式中の「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後のA種種類株式の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前のA種種類株式の発行済株式総数で除した数をいう。</u></p> $\text{調整後 A種配当基準額} = \frac{\text{調整前 A種配当基準額}}{\text{分割・併合の比率}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>② <u>A種種類株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、A種配当基準額は、次のとおり調整する。なお、次の算式中の「既発行A種種類株式の数」とは、当該発行又は処分の時点におけるA種種類株式の発行済株式総数から当社が保有する自己株式（A種種類株式に限る。）の数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、次の算式中の「新発行A種種類株式」は、「処分する自己株式（A種種類株式に限る。）」と読み替えるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p style="text-align: center;"> $\frac{\text{既発行A種種類株} \times \text{調整前A種配当基} + \text{新発行A種種類株} \times \text{式の数}}{\text{既発行A種種類株式の数} + \text{新発行A種種類株式の数}} = \frac{\text{新発行A種種類株式あたりの払込金額}}{\text{既発行A種種類株式の数} + \text{新発行A種種類株式の数}}$ </p> <p>③①及び②に基づく調整後A種配当基準額の算出において発生する1円未満の端数は、四捨五入するものとする。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第13条の3 当社は、残余財産の分配をするときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき、次の①乃至③を合計した額（以下「A種残余財産分配額」という。）を残余財産の分配として支払う。</p> <p>①A種配当基準額（1円未満の端数は、四捨五入するものとする。）</p> <p>②A種累積未払配当金</p> <p>③残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先配当額（A種配当基準額に6%を乗じて得られる額をいう。）の額を乗じた金額を365で除して得られる額（1円未満の端数は、四捨五入するものとする。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において、既に当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当を行ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>2 当社は、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、A種残余財産分配額を超えて残余財産の分配を行わない。</p> <p>(議決権)</p> <p>第13条の4 A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、全ての株主を構成員とする株主総会において議決権を有しないものとし、A種種類株主を構成員とする種類株主総会において、A種種類株式1株につき1個の議決権を有する。</p>
(新 設)	
(新 設)	

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(金銭を対価とする取得請求権(償還請求権))</p> <p><u>第13条の5 A種種類株主は、いつでも、当社に対して金銭の交付と引換えに、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下「金銭対価取得請求」という。)、当社は、当該A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、A種種類株主が取得の請求をしたA種種類株式を取得するのと引換えに、A種種類株式1株につき、第2項において定める取得対価に相当する額の金銭を交付するものとする。</u></p> <p><u>2 金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種種類株式1株あたりの取得対価は、A種配当基準額に、金銭対価取得請求がなされた日におけるA種種類株式1株あたりのA種累積未払配当金及びA種経過優先配当金相当額(第13条の3第1項③に準じて算定される。)を加えた金額とする。</u></p> <p>(普通株式を対価とする取得請求権(転換請求権))</p> <p><u>第13条の6 A種種類株主は、いつでも、当社に対して当社の普通株式の交付と引換えに、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、当該A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、A種種類株主が取得の請求をしたA種種類株式を取得するのと引換えに、下記(1)において定める数の当社の普通株式を交付するものとする。</u></p> <p><u>(1) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数</u></p> <p><u>(a) A種種類株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式の数は、次のとおりとする。</u></p> $\frac{\text{A種種類株主が取得の請求した普通株式の数}}{\text{A種種類株式の払込金額の総額}} = \frac{\text{取得対価額}}{\text{取得対価額}}$ <p><u>(b) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。</u></p>
(新 設)	

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(2) 取得価額</p> <p>取得価額は78円（以下「上限取得価額」という。）とする。ただし、A種種類株式の払込金額が払い込まれた日以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。）において普通株式1株あたりの時価が78円を下回る場合には、取得価額は各取得価額修正日における時価に相当する金額（以下「修正後取得価額」という。）に修正されるものとする（ただし、修正後取得価額の下限は39円（以下「下限取得価額」という。）とし、時価が39円を下回った場合における修正後取得価額は39円とする。）。なお、取得価額が下記(3)により調整された場合には、上限取得価額及び下限取得価額についても同様の調整をするものとする。普通株式1株あたりの時価は、取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第1位まで算出し、その小数点以下第1位を切り捨てる。）とする。</p> <p>(3) 取得価額の調整</p> <p>(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</p> <p>①普通株式につき株式分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p>調整後取得価額は、株式分割又は株式無償割当ての効力が生ずる日をもって、これを適用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>②普通株式につき株式併合をする場合、株式併合の効力が生ずる日をもって、次の算式により取得価額を調整する。</p> $\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{調整前取得価額}} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ <p>③時価を下回る金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、当社が株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本③において同じ。）の取得と引換えに普通株式を交付する場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式」は「処分する当社が保有する普通株式」、「当社が保有する株式」は「処分前において当社が保有する普通株式」とそれぞれ読み替える。</p> $\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{調整前取得価額}} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数）} - \text{当社が保有する普通株式の数}}{\text{（発行済普通株式の数）} - \text{当社が保有する普通株式の数} + \text{新たに発行する普通株式の数}} \times \frac{\text{新たに発行する普通株式の1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}$

現 行 定 款	変 更 案
	<p>④<u>当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）</u>、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）（<u>株式無償割当ての場合にはその効力が生じる日</u>）に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、<u>取得価額調整式において「1株あたりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、また株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。</u></p> <p>⑤<u>行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される金銭又は財産の合計額が時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行又は処分する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）</u>、かかる新株予約権の割当日（<u>新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日</u>）に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、<u>取得価額調整式において「1株あたりの払込金額」として普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される金銭又は財産の普通株式1株あたりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、また新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(b) 上記 (a) に掲げた事由によるほか、下記 <u>①及び②のいずれかに該当する場合には、当 会社はA種種類株主及びA種種類登録株式質 権者に対して、あらかじめ書面によりその旨 並びにその事由、調整後取得価額、適用の日 及びその他必要な事項を通知したうえ、取得 価額の調整を適切に行うものとする。</u></p> <p><u>①合併、株式交換、株式交換による他の株式 会社の発行済株式の全部の取得、株式移 転、株式交付、吸収分割、吸収分割による 他の会社とその事業に関して有する権利義 務の全部若しくは一部の承継又は新設分割 のために取得価額の調整を必要とする時 き。</u></p> <p><u>②前①のほか、普通株式の発行済株式総数 (ただし、当社が保有する普通株式の数 を除く。)の変更又は変更の可能性を生ず る事由の発生によって取得価額の調整を必 要とするとき。</u></p> <p>(c) <u>取得価額の調整に際して計算が必要な場合 は、円単位未満小数第2位まで算出し、その 小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p>(d) <u>取得価額調整式において使用する普通株式 1株あたりの時価は、取得価額を適用する日 に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引 日の東京証券取引所における当社の普通株 式の毎日の終値の単純平均値(終値のない日 数を除く。円単位未満小数第1位まで算出 し、その小数点以下第1位を切り捨てる。)と する。</u></p> <p>(e) <u>取得価額の調整に際し計算を行った結果、 調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 1円未満にとどまるときは、取得価額の調整 はこれを行わない。</u></p> <p>(4) <u>取得請求受付場所</u> <u>東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目5番6号</u> <u>株式会社JFLAホールディングス</u></p> <p>(5) <u>取得請求の効力発生</u></p> <p>(a) <u>普通株式を対価とする取得請求権を行使し ようとする場合、当社が定める様式による 行使請求書に、その行使に係るA種種類株式 の数並びに当該行使の年月日等を記載してこ れに記名捺印した上、これを本条(4)に定め る取得請求受付場所に提出しなければならない い。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(b) <u>普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力は、行使に必要な書類の全部が本条(4)に定める取得請求受付場所に到達した日に発生する。</u></p> <p><u>(普通株式の交付方法)</u> <u>第13条の7 当社は、普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力発生後において、当該行使に係るA種種類株主が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。</u></p> <p><u>(金銭を対価とする取得条項(強制償還))</u> <u>第13条の8 当社は、いつでも、取締役会が別に定める日の到来をもって、A種種類株式の全部を取得することができるものとし、当社は、A種種類株式を取得するのと引換えに、当該A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、A種種類株式1株につき、第2項において定める取得対価に相当する額の金銭を交付するものとする。この場合、当社は、当該取締役会の開催日の30日前までに、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、A種種類株式の取得を予定している旨及び取得を予定しているA種種類株式の数を通知する。</u></p> <p><u>2 金銭を対価とする取得条項が行使された場合におけるA種種類株式1株あたりの取得対価は、A種配当基準額に、金銭を対価とする取得条項が行使された日におけるA種種類株式1株あたりのA種累積未払配当金及びA種経過優先配当金相当額(第13条の3第1項③に準じて算定される。)を加えた金額とする。</u></p> <p><u>(株式の併合又は分割等)</u> <u>第13条の9 当社は、株式の併合若しくは分割をするとき、株主に募集株式若しくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるとき、又は株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当てをするときは、A種種類株式につき、普通株式と同時に同一の割合でこれを行う。</u></p>
(新 設)	
(新 設)	
(新 設)	

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(員 数) 第 2 0 条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。</p>	<p>(種類株主総会) <u>第 1 9 条の 2 第15条から前条までの規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u> <u>2 第11条第 1 項の規定は、定時株主総会において決議する事項が当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。</u></p> <p>(員 数) 第 2 0 条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p>